

第 2 5 号 議 案

新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐
輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例（平成7年新宿区条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第31条」を「－第32条」に、「第32条・第33条」を「第33条・第34条」に改める。

第17条の見出し中「規模」を「規模等」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、区長が別に定める地区特性に応じた基準に基づき、必要な自転車等駐輪場の確保が図られていると認める区域については、この限りでない。

第17条第1項の表遊技場の項中「15平方メートル（床面積が5,000平方メートルを超える部分については、床面積30平方メートル）」を「70平方メートル」に改め、同表中

「

百貨店、スーパーマーケットその他の小売店又は飲食店	床面積が400平方メートルを超えるもの	床面積20平方メートル（床面積が1,200平方メートルを超える部分については、床面積60平方メートル、床面積が5,000平方メートルを超える部分については、床面積120平方メートル）ごとに1台
---------------------------	---------------------	--

を

」

「

スーパーマーケット	床面積が400平方メートルを超えるもの	床面積20平方メートル（床面積が1,500平方メートルを超える部分については、床面積60平方メートル、床面積が5,000平方メートルを超える部分
-----------	---------------------	--

		については、床面積 120 平方メートル) ごとに 1 台
スーパーマーケットを除く小売店	床面積が 400 平方メートルを超えるもの	床面積 100 平方メートル (床面積が 1,500 平方メートルを超える部分については、床面積 300 平方メートル、床面積が 5,000 平方メートルを超える部分については、床面積 600 平方メートル) ごとに 1 台
飲食店	床面積が 400 平方メートルを超えるもの	床面積 40 平方メートル (床面積が 1,500 平方メートルを超える部分については、床面積 120 平方メートル、床面積が 5,000 平方メートルを超える部分については、床面積 240 平方メートル) ごとに 1 台

に

改め、同表銀行その他の金融機関の項中「25 平方メートル (床面積が 5,000 平方メートルを超える部分については、床面積 50 平方メートル)」を「40 平方メートル」に改め、同表スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設の項中「25 平方メートル」を「400 平方メートル」に改め、同表学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設の項中「15 平方メートル」の次に「(床面積が 600 平方メートルを超える部分については、床面積 300 平方メートル)」を加える。

第 23 条に次の 1 項を加える。

3 第 17 条又は第 18 条の規定により自転車等駐輪場を設置する者は、利用者が当該自転車等駐輪場を容易に利用することができるようその位置及び利用方法を表示しなければならない。

第 33 条を第 34 条とし、第 32 条を第 33 条とし、第 5 章中第 31 条の次に次の 1 条を加える。

(部会)

第 32 条 協議会は、調査検討を効率的に行うため、部会を置くこ

とができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2条 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「以内」の次に「（共同住宅（新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例（平成15年新宿区条例第72号）第2条第2号に規定するワンルームマンション等を除く。以下同じ。）の用途に供する施設に係る自転車等駐輪場にあつては、当該施設又はその敷地内）」を加え、同項の表に次のように加える。

事務所	床面積が3,000平方メートルを超えるもの	床面積300平方メートル（床面積が3,000平方メートルを超える部分については、床面積1,000平方メートル）ごとに1台
共同住宅	1区画の専用面積が30平方メートル以上の住戸の総数が10戸以上のもの	1区画の専用面積が30平方メートル以上の住戸1戸ごとに1台

第18条中「指定用途」の次に「（事務所及び共同住宅を除く。）」を加え、「当該用途」を「当該指定用途」に改める。

第21条中「までの規定により」の次に「指定用途（共同住宅を除く。以下同じ。）に供する施設又は混合用途施設に係る」を加える。

第23条第3項中「より」の次に「指定用途に供する施設又は混合用途施設に係る」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例第3章の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に建築基準法（昭和25年

法律第 201 号) 第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項 (これらの規定を同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項若しくは第 4 項 (これらの規定を同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による計画の通知 (以下これらを「確認申請等」という。) を行う施設について適用し、同日前に確認申請等を行った施設については、なお従前の例による。

(提案理由)

自転車等駐輪場の設置義務の緩和及び新たな指定用途の設定を行うとともに、自転車等駐輪場の位置及び利用方法の表示を義務付ける等所要の改正を行う必要があるため